

重要なお知らせ
(必ず、保護者の方に
渡してください)

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度

令和6年4月時点

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方…年収目安については、以下の「3.支給額」の説明をご覧ください。）

【算定式】

(市町村民税の) 課税標準額×6% - (市町村民税の) 調整控除の額

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生の方）】

- ・利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請手続きを行ってください（マイナンバー関係手続きを含む。）。申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- ・申請された内容を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

【収入状況の届出（在校生の方）】

- ・毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、**収入状況の届出が必要**です。過去にマイナンバーを提出した場合など、手続きが一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

※確定申告をされていない方や、住民税が未申告の方は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に改めて課税証明書等を提出していただく場合があります。必ず事前に申告手続きを行ってください。

3. 支給額

(1)公立学校に通う生徒：

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

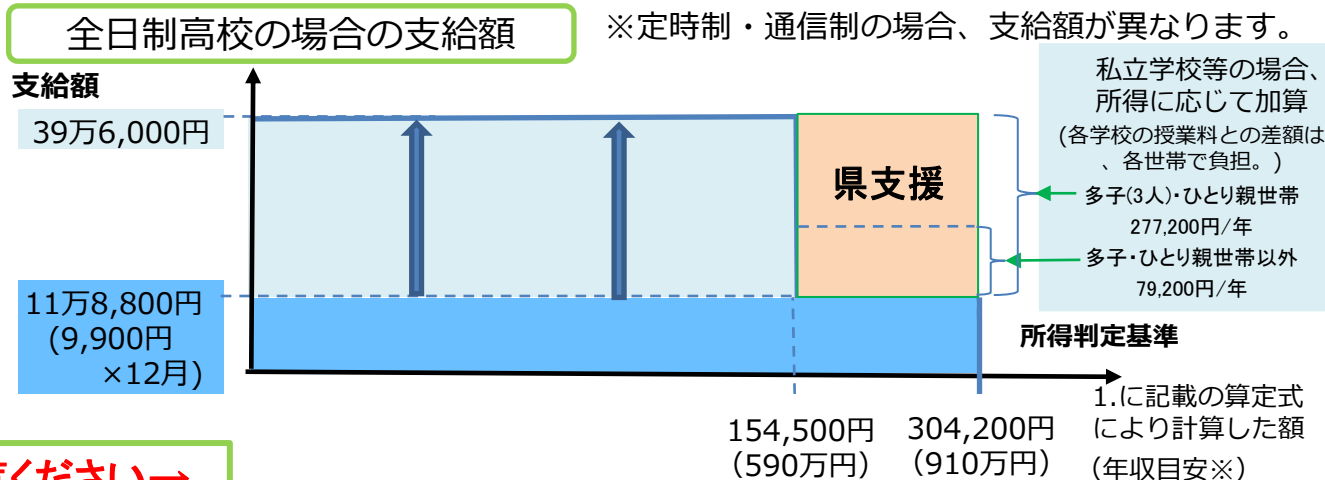
国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2)私立学校等に通う生徒：

右図のとおり、**所得に応じ支給額は変わります。**

※ 所得の判定基準は、**1.の算定式により計算した額**です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、実際の判定基準とは異なるのでご注意ください。



具体的な手続きなどについては裏面をご覧ください→

全員必要
です！

4. 申請

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行ってください。

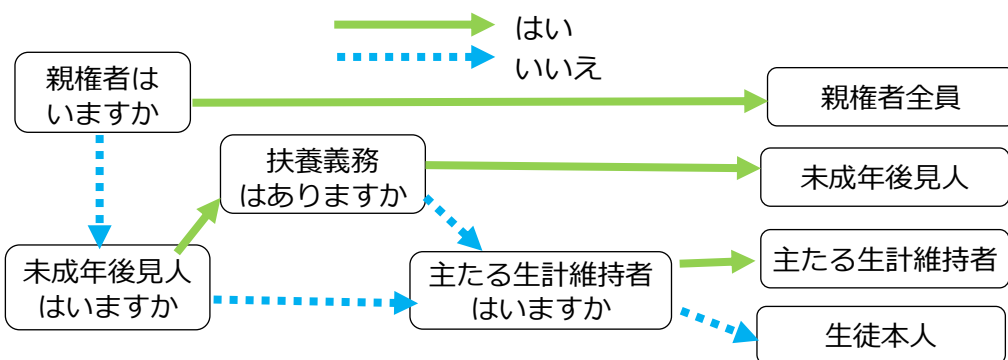
申請は、原則として、オンライン（パソコンやスマートフォン）で行います。保護者等（親権者全員分）のマイナンバーが必要となりますので、マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等をご準備ください。

※オンライン申請が困難な場合は、学校からの案内に従ってください。

【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- マイナンバーは原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は下図をご覧ください。

誰のマイナンバーが必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続きは不要です。

○マイナンバーの提出が困難な場合について

マイナンバーの提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。まずは、学校等にご相談ください。

【マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例】

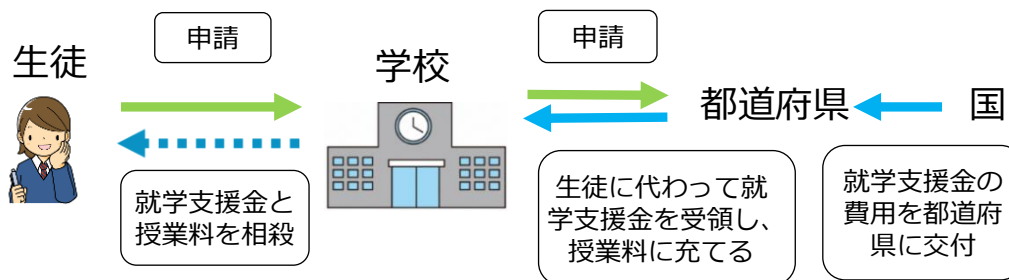
- ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- 海外に在住しており、住民税が課されていない場合

就学支援金が不支給となった場合でも、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度があります。詳細については、文部科学省家計急変支援制度サイトをご覧ください。

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、学校へお問い合わせ下さい。）



6. 高校生等奨学給付金 等

就学支援金とは別に、非課税世帯・生活保護受給世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『高校生等奨学給付金』（返済不要）があります。

※高校生等奨学給付金は申請が必要です。県内の学校の場合は、入学された学校から申請について案内があります。

なお、保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県に申請いただくことになります。各都道府県への問合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金のお問い合わせ一覧」をご覧ください。

文部科学省HP(以下URL)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm

○私立高校については、非課税世帯・生活保護受給世帯・年収590万円未満の多子世帯の入学時納付金を減免する制度を富山県独自に設けています。入学時等に学校から案内があります。

文部科学省ホームページ

高校生等への修学支援

検索

○富山県内の高校等に進学する場合について知りたい。

→(県立高校)富山県教育委員会教育みらい室県立高校課 電話 076-444-3448

→(私立高校)富山県経営管理部学術振興課私学振興係 電話 076-444-3159